

介護保険負担限度額認定について

※令和3年8月から制度が変わります。

1、介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)への入所およびショートステイを利用する場合、食費・居住費(部屋代)は本人負担が原則です。ただし、所得の低い方については、負担が軽減されるよう、食費・居住費(部屋代)の限度額が設けられています。

2、軽減を受ける条件

- ①世帯全員の住民税が非課税であること
(配偶者が別世帯にいる場合は、配偶者も非課税であること)
- ②預貯金額が下記の要件を満たしていること
※収入により、預貯金等の資産要件が変わります。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	● 老齢福祉年金を受給している方 ● 生活保護受給者	単身: 1, 000万円以下 夫婦: 2, 000万円以下
第2段階	● 前年の年金収入額(非課税年金を含む)、その他の合計所得金額の合計が年間で80万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1, 650万円以下
第3段階①	● 前年の年金収入額(非課税年金を含む)、その他の合計所得金額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1, 550万円以下
第3段階②	● 前年の年金収入額(非課税年金を含む)、その他の合計所得金額の合計が年間で120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1, 500万円以下

※その他の合計所得に給与所得が含まれる場合は、給与所得(所得金額調整控除前の金額)については、10万円を控除した額を用います。

3、食費・居住費(部屋代)の限度額

利用者負担段階	居住費(部屋代)					食費の限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	施設サービス	短期入所
			特養	特養以外			
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	390円	600円
第3段階①	1, 310円	1, 310円	820円	1, 310円	370円	650円	1, 000円
第3段階②						1, 360円	1, 300円

4、申請に必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書
※裏面の同意書にも必ず記入をしてください。
- ②ご本人(配偶者がいる方はお二人分)の名義になっている全ての通帳
※2か月以内に記帳をしたものでお願いいたします。
※写しでも可能ですが、それぞれの通帳の口座番号が確認できるページと最終残高がわかるページが必要です。
- ③本人のマイナンバーカード、申請者(窓口に来る方・申請書を記入している方)の本人確認書類
※郵送での申請の場合は、マイナンバーの記入は不要ですが、申請者の本人確認書類の写しを同封してください。(申請書下部の申請者氏名の欄にも記入をお願いいたします。)